

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分

<input type="checkbox"/> 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
<input type="checkbox"/> 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分	注 2人の居宅介護 従業者による場 合	注 夜間もしくは早朝 の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支 援体制加算 <small>※居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、同行援護の み対象</small>	注 低所得の利用者 に対し支援を行っ た場合 ※
<p>イ(1)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 えない範囲)</p> <p style="text-align: center;">4時間につき (802単位)</p>	× 200 / 100	<p>夜間もしくは 早朝の場合 +25 / 100 深夜の場合 +50 / 100</p>	+15 / 100	1人1日当たり 100単位 を加算	
<p>イ(2)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 える範囲)</p> <p style="text-align: center;">4時間につき (781単位)</p>					
<p><input type="checkbox"/> 短期入所</p> <p>1日につき (892単位)</p>					1日につき48単位 を加算
<p>ハ 共同生活援助 (介護サービス包括 型に限る)</p> <p>1日につき (961単位)</p>					※ 食事提供体制加算相当

<p>福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位 × 25 / 1000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位 × 18 / 1000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位 × 10 / 1000)</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90 / 100)</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80 / 100)</p>	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可</p>
<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算</p> <p style="text-align: right;">(1月につき 所定単位 × 3 / 1000)</p>	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可</p>